

いずみの国歴史館への「文書館」機能設置について

文化遺産活用課

1 「文書館」機能設置の背景

- ・市史編さん事業の蓄積と公文書をめぐる全国的な状況
- ・和泉創発プラン（令和2年3月策定）に「歴史資料公開事業」を計上
市史編さん事業で調査・収集した古文書や歴史的価値を有する公文書（歴史公文書）を一般向けに公開する「文書館」の開設に取り組む
- ・文書館業務検討委員会答申（令和3年8月11日）
文書館の基本理念、役割、機能、設置場所候補地：まなびのプラザ
- ・いずみの国歴史館への「文書館」機能設置
市史編さん室をいずみの国歴史館に移転し、古文書等の地域資料・歴史公文書を保存し、一般の利用に供する「文書館」機能を設置。書庫は庁舎第一分館において確保。

2 「文書館」機能設置にともなう例規の整備

①いずみの国歴史館条例の一部改正（要点）

- ・郷土の歴史資料及び文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項第1号から第4号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物)について、従来の収集・保管・展示に加えて、一般の利用に供することを所管事業に位置付ける。
- ・特定歴史公文書(和泉市公文書管理条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。)を永久に保存し、一般の利用に供することを所管事業に位置付ける。

②公文書管理条例の制定（総務管財室）

- 第3章 特定歴史公文書の保存、利用等 において、以下の点を規定
特定歴史公文書の保存、利用請求、利用の方法、費用負担、審査請求、利用の促進など

3 今後のスケジュール(予定)

令和6年1月	パブリックコメント
令和6年2月下旬	条例案を市議会に提案
令和6年4月1日	公文書管理条例の一部施行
令和6～7年度	古文書等地域資料の公開準備(旧所蔵者との連絡等) 歴史公文書の評価選別、利用規定等の整備 等 まなびのプラザおよび庁舎第一分館の改修・引越
令和8年4月1日まで	文書館機能オープン(歴史館条例の施行、公文書管理条例の全部施行)

和泉市いずみの国歴史館条例の一部を改正する条例（素案）

和泉市いずみの国歴史館条例（平成10年和泉市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
<p>(事業)</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史資料及び文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。）<u>（以下「資料等」という。）を収集し、保管し、展示し、及び一般の利用に供すること。</u></p> <p>(2) <u>和泉市公文書管理条例（令和●年和泉市条例第●号）第11条及び第12条の規定により、特定歴史公文書（和泉市公文書管理条例第2条第4号に規定する特定歴史公文書をいう。）を永久に保存し、及び一般の利用に供すること。</u></p> <p>(3) <u>郷土の歴史並びに資料等及び歴史公文書（和泉市公文書管理条例第2条第3号に規定する歴史公文書をいう。）を調査し、及び研究すること。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 歴史館は、次の事業を行う。</p> <p>(1) 郷土の歴史資料及び文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいい、これらの資料を含む。以下同じ。）<u>の収集保管及び陳列展示</u></p> <p>(2) <u>郷土の歴史及び文化財の調査研究</u></p>

新	旧
<p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業</p> <p>(資料等の利用)</p> <p>第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する<u>資料等</u>を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>	<p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が第1条に規定する目的を達成するために必要と認める事業</p> <p>(資料等の利用)</p> <p>第5条 研究その他の教育目的のために、歴史館が管理する<u>郷土の歴史資料及び文化財</u>（以下「資料等」という。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。